

東区E産探求プロジェクト事業業務委託 仕様書

- 1 委託業務名 東区E産探求プロジェクト事業
- 2 目的 東区が「産業のまち」となるまでには、港や通船川（旧県営貯木場）、鉄道などのインフラを活用し発展してきた経緯がある。東区の産業の発展を支えてきた産業遺産などの過去の歴史から現在について、まち歩き等のイベントを通してより多くの参加者に知ってもらおうとともに、大学生等から産業E産探求記者としてイベントに参加してもらい、記事として発信することで東区の魅力の再発見につなげる。
- 3 委託期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- 4 業務内容
 - (1) まち歩きの開催（「産業のまち東区」の過去を知ってもらう）
 - ア 開催回数 3回
 - イ 定員 各回20名
 - ウ 開催時期 契約締結の日から令和8年11月30日まで
 - エ 開催場所 新潟市東区内
 - オ イベント内容
 - 【各回共通】
 - ・まち歩きの時間は3時間程度とすること
 - ・東区内の産業遺産を複数個所ガイド付きで巡り、移動中のバス車内においてもガイドからの説明を行うこと
 - ・各コースは、委託者と協議して設定すること
 - 【Aコース（2回）】
 - ・山の下（港湾）地区周辺及び通船川周辺を巡るコースを設定すること
 - ・コースに日本貨物鉄道（JR臨港貨物）線を加えること
 - 【Bコース（1回）】
 - ・コースにニッポー新潟株式会社跡地を加えること
 - ・コースに新潟火力発電所を加えること
 - カ ガイドの選定、ガイド料の支払い、ガイドとの連絡・調整
 - キ 移動手段はバス（30名程度が乗車できる中型）とし、バスを借り上げること
 - ク 各回、統括責任者1名及び補助者（2名）が参加すること
 - ケ アンケートの配布・回収・集計

(2) 遊びの要素等を加えたイベントの開催（「産業のまち東区」の過去と現在を知ってもらう）

- ア 開催回数 1回（期間は1日から最大1か月間）
- イ 開催時期 契約締結の日から令和8年11月30日まで
- ウ 開催場所 新潟市東区内
- エ イベント内容
 - ・参加者が楽しみながら「産業のまち東区」を知ることができるよう、遊びの要素や普段は体験できないものを加えたイベントとするなど工夫すること
 - ・主な参加者層は、中学生や小学生がいる家族連れを想定し、日中の開催とすること
 - ・参加費は、原則無料とすること
 - ・受託者が過去に実施した類似するイベントなどを参考に、あらかじめ参加者数を想定し、委託者に提示すること
 - ・イベントの開催においては、委託者の指定する企業などと協働する可能性があることに留意すること
- オ イベント開催にかかる参加賞やリーフレット等の制作（イベント内容に応じて、必要な場合に限る）
- カ 関係先との連絡・調整
- キ 当日、統括責任者1名及び補助者（最低2名）が参加すること（イベント内容に応じて、必要な場合に限る）
- ク アンケートの配布・回収・集計

(4) 中地区公民館主催事業との連携

- ア 中地区公民館において、東区の歴史に関するまち歩きを下記のとおりで開催予定となっており、「(6) 広報」・「(7) 各参加者への対応ア・イ」は受託者が一体的に行うこと
- イ 開催日 令和8年9月ごろ
- ウ 定員 22名（うち2名は産業E産探求記者とする）

(5) 産業E産探求記者の募集及びウェブ記事等による情報発信

- ア 参加者の募集
 - ・定員は5名程度とする
 - ・募集要件は、新潟市内の大学または短期大学、専門学校に通学している学生とする
 - ・募集の手法については、委託者と協議の上、受託者が計画し、受託者側で実施すること
 - ・受託者は参加者に対し、本事業に関連する交通費（実費）を支給することができる。この場合、金額及び内訳について記録した資

料を別途作成し提出すること

イ 産業E産探求記者の業務

- ・本業務のまち歩き（3回）、中地区公民館主催歴史まち歩き（1回）、遊びの要素等を加えたイベント（1回）に参加し、参加記録及び感想を記事として作成する
- ・記事用の写真を撮る
- ・中地区公民館主催の歴史まち歩きについては、運営の都合上、参加できる人数は2人とする

ウ 記事作成に伴う伴走型支援の実施

- ・作成した記事は、区役所公式ホームページ及び区公式インスタグラム等からの情報発信を想定しており、公の機関として発信できる内容となるよう適切に指導すること
- ・また、産業E産探求記者が自らも情報発信するよう努めるとともに、情報発信にあたって支援を行うこと

エ 記事等の納品時期

- ・まち歩き終了後20日以内

(6) 広報

本事業を効果的に周知するため、ターゲットを明確にした広報を企画し、実施すること

(7) 各参加者（産業E産探求記者以外）への対応

ア 参加者の募集を行うこと

イ 参加者からの事業に関する問い合わせ、申込に対する受付、当落の通知に対応すること

ウ 事前及び事業当日の連絡体制を確保すること

5 参加費の徴収について

参加費を徴収する場合は、実費程度の料金設定とすること。ただし、昼食など飲食にかかる経費は参加者の実費負担とする。

なお、徴収する参加費は受託者の収入とし、委託料には含めない。

6 業務等の報告

受託者は、成果品として、次の事項を備えた委託業務完了報告書（任意様式）を、令和9年3月19日までに紙媒体1部及び電子媒体により委託者へ提出すること。

- ・ 事業の日程、内容
- ・ 参加者数
- ・ 実施状況写真

- ・ 参加者の意見、アンケート集計結果

7 留意事項

- (1) 個人情報保護について十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (2) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (3) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (4) 本事業に関する所有権や著作権は原則としてすべて東区地域課に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利については、受託者に留保するものとし、この場合、東区地域課は当該権利を非独占的に使用できることとすること。
- (5) 事業実施にあたり、必要となる資料、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等については、受託者の責任において行うものとする。なお、市内公共施設を使用する場合の使用料は東区地域課が負担することとする。
- (6) 参加者に対するイベント保険に加入するなど、本業務に関わる事故や不測の事態に備えること。
- (7) 必要に応じて、有識者に意見を聴取して事業を実施すること。
- (8) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

8 その他

- (1) 業務の性質上、第三者に再委託しなければならない業務及び効果の飛躍的な向上が見込めるときは、業務の一部を再委託することができる。ただし、その際はあらかじめ委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、受託者と委託者の協議の上、書面によりこれを定める。
- (4) 本業務における成果物の所有権や著作権は、すべて委託者に帰属し、委託者は連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- (5) 本仕様書に明記していない事項や本仕様書の内容に疑義が生じた場合、あるいは、業務に関し事故・問題が生じた場合は、速やかに本市に報告し協議すること。